

# 生活・環境

## 水道

問 上下水道課 上水道室 ☎54-1118

## 各種届出

### 水道の新設手続

新築などの水道新設時の手続きとなります。手続きは上水道室で申し込みをしてください。工事は指定業者でなければ行うことができません。

### 水道を使い始めるとき(開始)・使用をやめるとき(休止)

上水道室で届出書を記入していただきますので、印鑑を持参してください。

### <開栓について>

届出書を記入していただくとともに、開栓手数料700円を納入してください。

### <閉栓について>

届出書を記入していただくとともに、閉栓手数料700円を納入してください。

長期間使用しない水道でも休止の届出をしないと継続して水道料金、下水道使用料がかかります。

## 水道料金

### 請求時期

水道料金は、月々の使用水量から使用料金を算定し、消費税を乗じて計算します。なお、料金は1ヶ月ごとに納入していただくこととしています。

### 上水道料金表(1ヶ月あたり・消費税抜き)

用途別	基本料金		超過料金(1m³につき)	
	水量	使用料		
一般用	使用水量10m³まで	1,000円	11~30m³	127円
			31m³以上	153円
大口用	使用水量200m³まで	19,200円	201~500m³	121円
			501m³以上	149円
特別用	使用水量50m³まで	7,100円	51m³以上	141円
営業用	使用水量200m³まで	32,600円	201~500m³	174円
			501m³以上	195円

※料金計算方法(基本料金 + (超過水量 × 超過料金)) + 消費税

### お支払方法

- 口座振替でのお支払いは、検針月の翌月末日の引き落としとなります。引き落とは1回のみで、再振替はできません。(末日が金融機関の休日の場合は翌月最初の営業日)
- 検針月の翌月10日ごろまでには、納入通知書がお手元に届きますので、上下水道課または取扱金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ(PayPay、LINE Pay)でお支払いください。

## 水道工事

### 水道の新設・改造は町指定給水装置工事事業者へ

新しく水道を引いたり、蛇口を増やしたり、漏水修理などの工事をしたいときは、指定給水装置工事事業者に依頼してください。

※指定給水装置工事事業者名簿は、町ホームページに掲載しています。ご確認ください。

(<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/suido/jousuido/kouji.html>)

広 告

**給水・給湯・排水・上下水道・住宅設備機器**

水まわり修理・交換	シャワー給湯器交換	トイレ修理・交換	各種上下水道工事エクステリア工事	ガラス・サッシ手配	カギ手配
屋根瓦雨樋修理手配	襖・障子手配	・クロス・床・畳・内装手配			

**お困り事がございましたら  
真心込めて対応致します**

吉岡町・榛東村・渋川市・上下水道指定工事店  
前橋市・高崎市・上下水道局指定工事店

※不定休の為、対応出来ない場合  
お詫び申し上げます。

**安心急行**  
**0279-54-6716** **ミナミ カゼ 南風設備**  
受付 AM8:00頃～PM21:00頃 お困りの際は代表 南雲まで  
〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井683-28  
※セキュリティー・防犯設備・安全システム承ります

**ALSOK 取扱店**

**有限会社 渋川衛生社**



おかげさまで53年!  
ゴミ収集・浄化槽のお掃除・保守管理なら  
おまかせ下さい!

渋川市渋川2003番地  
**TEL 0279-22-0923**  
緊急TEL24時間 **090-5770-1010**  
**FAX 0279-22-0976**  
Mail:sibukawaeiseisya@dan.wind.ne.jp

## 下水道

問 上下水道課 下水道室 ☎26-2284

### 下水道料金表(1ヶ月あたり・消費税抜き)

公共下水道および農業集落排水の使用料は、水道のメータ検針の水量で計算し、下記料金表で算定された額に消費税を加えた額が料金となります。

水道ではなく、井戸水や湧水などを家事のみに利用されている場合は、計算方法が異なります。ご不明な点などありましたら、下水道室へお問い合わせください。

使用水量	使用料
10m <sup>3</sup> まで(基本料金)	1,000円
11m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	110円
41m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	120円
101m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき	130円

(参考料金)

使用水量15m<sup>3</sup> ⇒ 1,550円+消費税

使用水量25m<sup>3</sup> ⇒ 2,650円+消費税

使用水量45m<sup>3</sup> ⇒ 4,900円+消費税

## 受益者負担金

### 公共下水道受益者負担金

公共下水道の建設事業費は、国・県からの補助金、町債、町費および受益者負担金でまかなわれています。受益者負担金制度とは、下水道の計画的な整備をできるだけ早く進めるために、公共下水道が整備されることによって利益を受ける人に建設費の一部を負担していただく制度です。

納める負担金額は、受益者(土地の所有者)の土地の登記面積に、1m<sup>2</sup>あたりの単位負担金額を乗じて算出を行います。単位負担金額は、整備に要した事業費を整備面積で割り出した額に負担割合を乗じて算出します。現在供用開始になっている区域では、単位負担金額は340円、370円または400円となっています。

#### ①すでに供用開始の区域

(土地の登記面積) × (340円、370円または400円)

#### ②新たに供用開始になる区域

(土地の登記面積) × (単位負担金額)

### 農業集落排水受益者分担金

農業集落排水の計画区域では、上野田処理区、北下・南下処理区、小倉処理区の3つの計画区域すべて供用開始になっています。新たに農業集落排水への接続を希望される人に納めていただく受益者分担金は、一律29万円です。ただし、処理区によっては処理場の施設能力に限りがあるため、接続できない場合があります。



広 告

お客様の想いをシンシアリティーで仕立てる。

除菌・消毒・害虫駆除工事  
室内・床下無料相談受付中

☎ 0279-26-9104  
FAX 0279-26-9115

株式会社 **DeCO**

----- 快適住環境部 -----

✉ deco@pd6.so-net.ne.jp

北群馬郡吉岡町漆原1489-32

## 排水設備工事

### つなぎこみは町指定工事店で

公共下水道または農業集落排水へのつなぎこみ工事は、適正な施工が必要であることから、町指定工事店による施工が必要です。町指定の工事店は、町ホームページからご確認いただけます。

### 下水道管には雨水を流さないでください！

町の汚水は、公共下水道は玉村町の県央水質浄化センター、農業集落排水は各地区の処理場で処理されます。

降雨時には雨水の混入した汚水が大量に流れ込み、処理場の機能を損なう事態が起こります。

下水道管は、公共下水道・農業集落排水とともに汚水専用となっていますので、絶対に雨どいなどからの雨水を下水道管には流さないようにお願いします。

## 油は大敵！

ご家庭の排水管や台所・風呂はもちろん、下水道施設にとって油は大敵です。設備の不具合、詰まりや悪臭の要因となります。日頃から油や異物を排水に流さないようにご協力をお願いいたします。

## 飼い犬の登録と狂犬病予防注射

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主には、「生涯に1度の登録」・「1年に1度の狂犬病予防注射」が義務づけられています。家族の一員である愛犬のためにも必ず受けましょう。

### 登録ができる場所

- 協働環境室窓口または町で行っている集合注射の会場(毎年4月・10月ごろ)

※登録後に「鑑札」を交付いたします。

### 狂犬病予防注射ができる場所

- 町で行っている集合注射の会場(毎年4月・10月ごろ)または群馬県獣医師会に所属している動物病院

※狂犬病予防注射後に「注射済票」を交付いたします。

※群馬県獣医師会に所属していない動物病院で予防注射をした場合、獣医師が証明する狂犬病予防注射の証明書(写し)を提出していただければ、協働環境室窓口で注射済票を交付します。

### 鑑札と注射済票の取り扱い

- 鑑札と注射済票は他の市町村に引っ越しすときなどに必要となります。

※迷子になり捕獲された際、飼い主を特定する重要な情報になりますので、首輪に必ず付けてください。

## 道路(歩道)の動物の死骸

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245  
産業観光課 農業振興室 ☎26-2281

道路や歩道で、犬・猫の死骸を見つけた場合には協働環境室に、鳥獣(猪・狸など)の死骸を見つけた場合には農業振興室にご連絡ください。なお、家の庭などの私有地に関しては、町で回収することができませんのでご了承ください。また、ペットなどは飼い主自身で対応をお願いします。

広 告

### 有限会社 開陽産業

Kaiyo Sangyo

■産業廃棄物処理 群馬県 033834  
■一般廃棄物処理  
■建物解体 群馬県 268号  
■造園土木外構工事一式 群馬県 197885  
■樹木、竹林伐採工事  
〒370-3606  
北群馬郡吉岡町上野田1256-396

プロの仕事は ECO になる

TEL 0279-54-8107  
FAX 0279-54-9009  
E-mail kaiyou@ktd.biglobe.ne.jp

 有限公司  
**渋川衛生社**



おかげさまで53年!  
ゴミ収集・浄化槽のお掃除・保守管理なら  
おまかせ下さい!

渋川市渋川2003番地  
TEL 0279-22-0923  
緊急TEL24時間 090-5770-1010  
FAX 0279-22-0976  
Mail:sibukawaeiseisya@dan.wind.ne.jp



## 収集するごみ

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245

### ごみの分別と出し方

段ボール・雑誌・新聞・アルミ缶・スチール缶などについては、地域の資源ごみ回収に出しましょう。

#### リサイクルごみ

キャップを取り、中を洗い、指定されたコンテナへ入れてください。

#### <ビン>

破損したビンや化粧品容器のように油分の多いビンは従来どおり、「不燃ごみ」として出してください。

一升ビンは集団回収、または酒屋さんに出してください。

ビンの種類	主な分別対象物	回収容器
無色透明ビン	透明のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	
茶色ビン	茶色のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	
その他のビン	透明・茶色以外のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	

#### <ペットボトル>

必ずキャップをはずし、容器内を洗いラベルをはがしてつぶさずに出してください。

#### ◇主な分別対象物

ジュース、しょうゆ、酒、焼酎、みりんなどの入っていたペットボトル。PETマーク(1番のマーク)のついているものに限ります。

#### ◇回収容器



#### 可燃ごみ(燃えるごみ)

町指定の可燃ごみ用袋(緑色の袋)に入れて出してください。

生ごみは水切りをよくしてから出してください。

貝ガラは可燃ごみです。

使い捨てライターは必ず中身を使い切ってください。

- ・ペットボトルはリサイクルへ出してください。
- ・新聞紙、牛乳パック、ダンボール、衣類は自治会などによる集団回収へ出してください。

#### ◇主な分別対象物

紙類、紙おむつ、厨芥類、繊維類、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、布団類など



#### 不燃ごみ(燃えないごみ)

町指定の不燃ごみ用袋(半透明の袋)に入れて出してください。

- ・ガラスビンはリサイクルへ出してください。

#### ◇主な分別対象物

金属類(アルミ缶、スチール缶)、筒型乾電池(水銀0使用のもの)、陶器類、ガラスなど、小型家電など



#### 粗大ごみ(大きいごみ)

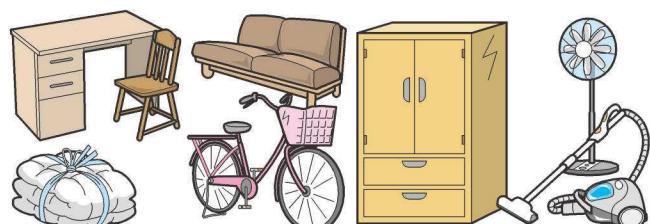
町指定の粗大ごみシールを貼って出してください。

#### ◇主な分別対象物

ストーブ(石油は抜くこと)・電子レンジ・掃除機などの家庭用電気製品。

木・竹・家具類などの木製品。

いす、机、ベッド、ソファー・マットレスについては金属部分と布部分を切り離せば回収します。



#### 収集しないもの

- ・タイヤ
- ・ガスボンベ
- ・バッテリー
- ・消火器
- ・バイク
- ・ボイラー
- ・鉄線ワイヤー
- ・鉄片
- ・金属塊
- ・コンクリート塊
- ・陶器塊
- ・タイル塊
- ・農機具
- ・農業用ビニール
- ・ドラム缶
- ・自動車部品
- ・業務用冷蔵庫
- ・建築廃材
- ・感染性医療廃棄物
- ・廃油
- ・破碎の困難なもの
- ・爆発性・毒性・劇物性の内容缶類



## 清掃センターでの引き取りができないもの

※リサイクル法施行により、清掃センターでの引き取りができなくなりましたので、販売業者などに引き取ってもらってください。



## 家電リサイクル法の対象品の出し方

### 出し方

家電リサイクル法の対象品は、粗大ごみ・燃えないごみとしてステーション回収することはできません。また、渋川地区広域圏清掃センターへ持ち込むこともできません。

次のように排出してください。

### <家電リサイクル法の対象品>

- ・冷蔵庫
- ・エアコン
- ・テレビ
- ・洗濯機
- ・衣類乾燥機

### ◇買い換えの場合

製品を買い換える小売店に引き取りを依頼してください。(リサイクル料金+収集運搬料金)

### ◇買い換えではなく排出する場合

製品を過去に購入した小売店に引き取りを依頼してください。(リサイクル料金+収集運搬料金)

### ◇その他

- ・小売店に引き取りを依頼する。(リサイクル料金+収集運搬料金)  
(但し、販売店に引き取り義務はありません。)
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。(リサイクル料金+収集運搬料金)
- ・メーカーの指定取引場所に直接持ち込む場合(リサイクル料金)  
(事前にゆうちょ銀行・郵便局へ行き、リサイクル料金を支払ってから搬入してください。)



## 家庭用パソコンの出し方

平成15年10月から資源有効利用促進法に基づき、家庭用パソコンの回収・リサイクルが始まりました。

家庭用のパソコンはステーション回収および、渋川地区広域圏清掃センターへ持ち込むことはできません。

消費者の皆さんとメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを再資源することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用の促進を目指しましょう。

皆さんのご協力をお願いします。

### 対象について

#### <回収・リサイクルの対象となるもの>

- ・デスクトップ型パソコン本体
- ・ノートブック型パソコン
- ・ディスプレイ(ブラウン管式または液晶式)
- ・ディスプレイ一体型パソコン

(注)パソコン本体については、1kgを超えるもの

#### <回収・リサイクルの対象とならないもの>

- ・プリンタ・スキャナなどの周辺機器
- ・ワープロ専用機・携帯用モバイル
- ・CD-ROM・フロッピーなど
- ・取扱説明書・マニュアル
- ・本体が1kg未満のパソコン
- ・メーカーが撤退したパソコン・自作のパソコン

### ◇排出方法

燃えないごみ・粗大ごみとして出してください。

取扱説明書・CD-ROM・フロッピーは燃えるごみとして出してください。

## 事業系ごみの出し方

事業所のごみ(事業系ごみ)は「ごみステーション」には出せません。

### 廃棄物の処理および清掃に関する法律第3条第1項

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任に置いて適正に処理しなければならない」と定められています。

業種や営利目的の有無、規模にかかわらず、事業を営む全てが対象となります。

広 告

地域と共に…

- 使用済自動車解体事業
- 産業廃棄物収集運搬事業
- 資源物のリサイクル事業
- 自動車部品輸出事業
- 建物解体工事事業
- 鉄・非鉄・金属製品回収・売買事業



TAGO  
car scrap & recycling

株式会社  
田子商会

本社/北群馬郡吉岡町上野田1919

TEL.0279-25-7730

<http://tagosyoukai.com>

## 家庭ごみ収集計画

### 収集エリア

西部 地区	・小倉 ・南下	・上野田 ・陣場	・上野原 ・大久保寺下	・下野田 ・大久保寺上	・北下 ・溝祭	・駒寄
東部 地区			・漆原西	・漆原東		

	一般ごみ			粗大 ごみ
	燃えるごみ (緑色)	燃えないごみ (半透明)	分別ごみ (リサイクルごみ)	
西部 地区	毎週月曜日・ 木曜日	毎月 第1・3水曜日 (第5水曜日は 収集できませ ん。)	毎月 第2・4水曜日	各自治会 ごとに年 2回
東部 地区	毎週火曜日・ 金曜日			

※年末年始を除く

## ごみの直接搬入

清掃センターへの直接持ち込みが可能です(有料20kg／300円)。

- ・免許証などの身分証明書を持参してください。
- ・燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみを受け付けします。分別して搬入してください。
- ・収集できないごみ欄に記載されている品目のほか、下記の大きさであっても、肉厚の金属、ワイヤーなどの硬い鉄や、ガス、油、薬品などが入った容器は受け入れできません。

### 粗大ごみの受入制限

#### <可燃性粗大ごみ>

- ・幅……1.5m以下
- ・奥行き…0.6m以下
- ・高さ…3.0m以下

※タンスなど箱形のもの(大きめの金具を取る)

#### <不燃性粗大ごみ>

- ・幅……1.2m以下
- ・奥行き…1.2m以下
- ・高さ…2.0m以下

## 直接搬入の場合の問い合わせ先

渋川地区広域圏清掃センター ☎23-0460

渋川市行幸田3153番地2

搬入時間(土・日曜日、年末年始を除く)

8:30～16:30

(12:00～13:00を除く)

※午前中は12:00、午後は16:30には退場できるよう、余裕を持って搬入してください。

## 宅配便を利用した使用済み小型家電(パソコン含む)の回収

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245

パソコン・小型家電リサイクルの推進と、利便性の向上を図るために、小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を結び、宅配便を利用したパソコンと小型家電の回収を行っています。

### 利用方法

#### ①申し込み

インターネットもしくはFAX(専用申込書は町ホームページに掲載)から申し込んでください。

#### ②回収物の梱包

データを消去して、段ボール箱に梱包してください。

#### ③宅配業者が回収

宅配業者が、希望の日時に回収します。

### 利用料金

1箱1,650円(税込)

・パソコン(本体)が同梱されていると(パソコンの原型を保っていること)回収1回につき、1箱分無料になります。

※CRT(ブラウン管)モニターを排出する場合は、パソコンが含まれていても処理費用が掛かります。

### 梱包サイズ

①段ボール箱または紙袋のサイズが3辺合計140cm以内

②重量20kg以内

詳しくは、リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページをご覧ください。



## 使用済みインクカートリッジの回収

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245

ごみやCO<sub>2</sub>排出量を削減し、地球環境への貢献を図るために、使用済みインクカートリッジの回収を行っています。資源の有効活用にぜひご協力ください。

### 回収方法

「使用済みインクカートリッジBOX」に入れてください。

### 設置場所

1. 役場本庁舎1階住民課協働環境室窓口前
2. 文化センター玄関ホール

### 回収対象

純正カートリッジ、リサイクルカートリッジとともに全メーカー対象です。



生活・環境

## スズメバチの巣駆除費用補助金

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245

安全安心な生活環境維持のため、スズメバチの巣駆除費用の一部を補助します。

### 申請

スズメバチの巣のみ補助対象となります。駆除に要した費用の領収書に記載された領収日より30日以内に申請してください。

#### 対象 (事業者を除く)

次の全てに該当している場合

- ①スズメバチが活動している巣の駆除であること
- ②建物又は土地の所有者、管理者または貸借する個人であること
- ③駆除業者によって駆除が行われていること
- ④同一年度内において、同一の建物または土地において、この事業による補助金を受けていないこと

### 補助金の交付額

駆除に要した費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限1万円。

### その他

申請書などは窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

## 浄化槽設置事業費補助金

問 上下水道課 下水道室 ☎26-2284

町では河川や地下水、そして水路などの水質浄化を図りながら、環境保全に努めています。

私たちの生活雑排水は河川に流れるか、地下に浸透しています。自然の浄化作用が飽和状態となったとき、汚染が目に見えてきます。これでは、本来の状態に戻るまでにかなりの時間と莫大な費用が必要になります。

また、この状態が改善されなければ、土壤汚染に発展するなど、自然環境の破壊がますます深刻になり、ついには私たちの健康・生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

このようなことから、町では環境汚染防止策の一環として、合併処理浄化槽設置の補助金制度を設けています。

### 補助対象となる区域および建築物

補助対象区域は、公共下水道の区域または農業集落排水の区域を除く全域です。公共下水道または農業集落排水に接続ができない場合は補助対象になります。

原則一般住宅の合併処理浄化槽を個人が設置した場合に補助対象となります。5戸以上の分譲住宅や貸家および1,000m<sup>3</sup>以上の開発行為などによる箇所は補助対象になりません。

補助対象要件など、ご不明な点は下水道室へお問い合わせください。

### 補助金交付額

11人槽以上の浄化槽は、補助の対象なりません。

当該年度予算内で補助金交付枠に制限がありますので、申請にあたってご不明な点がありましたら、下水道室へお問い合わせください。

人槽	交付額
5人槽	174,000円
6~7人槽	225,000円
8~10人槽	298,000円

### ②浄化槽エコ補助金も確認

単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換される場合は、上記の補助金のほかに浄化槽エコ補助金にも該当する場合があります。

## 浄化槽エコ補助金

問 上下水道課 下水道室 ☎26-2284

浄化槽エコ補助金は、原則単独浄化槽またはくみ取り槽の撤去を行い、合併処理浄化槽へ替える(転換する)人に限り、浄化槽設置事業費補助金のほかに、県からのエコ補助金10万円が追加で交付されます。申請に必要な手続きなど、ご不明な点は下水道室へお問い合わせください。

### 補助金対象となる区域および建築物

浄化槽設置事業費補助金の要件と同様

### 補助金交付額

人槽にかかわらず1基あたり10万円

## 浄化槽保守点検業者および清掃業者

問 上下水道課 下水道室 ☎26-2284

### し尿処理および浄化槽清掃業者

町でし尿のくみとりおよび浄化槽の清掃を行える業者は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の許可を受けている以下の業者です。

業者名	電話番号	住所
(有)北群馬衛生社	54-2768	南下1394-1
(有)渋川衛生社	22-0923	渋川市渋川2003
(有)関東清掃社	22-0294	渋川市渋川1813-33

### 浄化槽保守点検業者

町で浄化槽の保守点検業務を行える業者は、群馬県知事の登録を受けた業者です。登録を受けた業者は、群馬県ホームページの「中部環境事務所管内保守点検業者一覧」で確認ができます。

## 公害など

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245

## 公害相談

町では、工場などからの騒音・振動・悪臭などの公害を防止し、生活環境を保全するため、公害に関する相談や工場・事業所などへの立ち入り調査を行っています。公害の種類によって、町と群馬県が役割分担をしています。

## 統計調査

問 企画財政課 企画室 ☎26-2241

統計調査は、調査毎に実態や状況を把握し、各種行政施策などの基礎資料を得るうえでとても重要なものです。調査員が訪問した際は、調査のご協力をお願いします。

## 消費者行政

問 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

「消費者トラブル」に関する相談窓口を、平成24年4月より渋川市消費生活センターに委託しています。消費生活センターでは、相談内容を整理し、内容によっては法律専門家への紹介も行っております。相談する場合は事前に電話でご連絡ください。

### 渋川市消費生活センター(☎22-2325)

- ・場 所: 渋川市役所第2庁舎1階(渋川市石原6-1)
- ・受付時間: 月~金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)  
9:00~16:00



## 町営住宅

問 建設課 都市建設室 ☎26-2278

### 町営住宅とは

町営住宅は、町が住宅に困っている人に低廉な家賃でお貸しする住宅です。入居には条件があります。

#### 入居条件

- ①現在住宅に困っている人
  - ②入居予定の人が全員親族であること(婚約をしている人も含みます。)
  - ③前年中の収入(入居予定親族の収入を含む)が収入基準(概ね月額158,000円以下)にあてはまる人
  - ④敷金(家賃の3ヶ月分)を納入できる人
  - ⑤申請者および同居者が、暴力団員でないこと
- ※条件を満たしていても、空き部屋の状況により入居できない場合もあります。詳しくは、ご相談ください。

## 木造住宅の耐震対策

問 建設課 都市建設室 ☎26-2278

### 木造住宅耐震診断者派遣事業

地震から身を守るために、家屋の耐震性を知ることが大切です。家屋の耐震対策を支援するため、耐震診断者派遣事業を行っています。

#### 該当する建物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅、または併用住宅で住宅部分の面積が2分の1以上のもの
- ・平屋建てまたは2階建てのもの
- ・在来軸組構法によって建築されたもの

#### 費用

- ・無料(ただし、診断者の交通費1,000円などは申込者負担)

#### その他

- ・募集戸数や申込期間、必要書類などが定められています。詳しくは、都市建設室へご相談ください。

## 吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金

問 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

地域経済の活性化を図るため、販路開拓などに取り組む町内の小規模事業者を対象に補助金を交付します。

#### 対象

- ・町内に所在地がある小規模事業者
- ・支店またはフランチャイズ店でないこと
- ・創業から1年以上経過していること
- ・他の補助金を重複して受けていないこと
- ・町税を滞納していないこと
- ・過去にこの補助事業を受けていないこと

#### 対象事業

- ・広報事業
- ・展示会出展事業

#### 補助金額

- ・対象経費の2分の1(ただし、1,000円未満は切り捨て)
- ・補助金限度額30万円

## 住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金

問 住民課 協働環境室 ☎26-2245

環境にやさしいまちづくりのため、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します。

#### 対象

次の全てに該当している人

- ①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した人、または自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した人。
- ②世帯全員が町税などを完納していること。
- ③所有者全員から同意がとれていること。
- ④電力会社との電力受給契約を締結しており、売電開始日(電力会社の買取起算日または購入開始日)が4月1日から翌年3月31日であること。
- ⑤過去に本補助金交付要綱による補助金の交付を受けていること。  
(1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り)  
※法人・集合住宅および店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象になりません。

#### 補助の対象となるシステム

次の全てに該当している場合

- ①住宅の屋根などへの設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は国際電気標準会議などの国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。))の合計値およびパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kW未満のシステムであるもの
- ②起動および停止などに関して全自动運転を行うもの
- ③電力会社と電力受給契約を締結するもの
- ④未使用のもの

#### 補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力、1kWあたり25,000円で、10万円を限度とします。(ただし、1,000円未満切り捨て)

#### 交付申請

各年度の申請書受付は、4月1日からです。なお、受け付け期間中でも予算の額に達した場合は、その時点で受け付けを終了させていただきます。

#### その他

申請書などは窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。



## 勤労者住宅資金利子補給

問 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上を図るため、住宅建設資金に対する利子補給を行っています。

### 対象

次の全てに該当する人

- ・給与所得者
- ・金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築または新築された専用住宅を購入した人
- ・当該住宅に住民登録(住民票)があり居住している人
- ・町税を完納している人

※本制度は支払いを終えた利子に対して補給を行うものです。1年間返済を終えた人が対象です。

### 補給金額

- ・金融機関から借り入れた額のうち1,000万円以内に対して年利1.0%の利率で計算した額を限度とします。
- ・借入金の返済を開始した月(据え置き期間も含む)から1年内に支払った利子が対象です。

### 注意

本制度は申請ができる期間が限られています。条例で、借入金の返済を開始した月(据え置き期間も含む)から1年間返済を終え始めて到来する1月が申請期間と決まっています。

## 「はかり」の特定計量器定期検査

問 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

計量法により、取引・証明に使用される特定計量器のうち、「はかり」は2年に一度の定期検査の受検が義務付けられています。定期検査は計量法に基づき群馬県知事が指定する指定定期検査機関により実施されますので、「はかり」を取引や証明に使用する人は必ず定期検査を受けましょう。なお、定期検査に合格した「はかり」には、定期検査を合格した年月を記載した定期検査済証印(合格シール)が表示されます。

- ・吉岡町の定期検査実施年度:令和4年度、令和6年度、令和8年度…になります。
  - ・検査実施者:(一社)群馬県計量協会(指定定期検査機関)
- ※不明な点は(一社)群馬県計量協会(☎027-263-8217)または、群馬県計量検定所(☎027-263-2436)にお問い合わせください。

## ぐんまDX技術革新補助金

問 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

県と連携し、新製品の開発を行う町内に事業所のある中小企業に補助金を交付します。補助対象となる経費は、新技術・新製品開発に係る原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費などです。詳しくは、産業振興室にお問い合わせください。

## 農地中間管理事業

問 農業委員会事務局 ☎26-2281

経営規模を縮小したい農家などから群馬県農業公社が農地を借り受け、担い手に集約して貸し出す事業です。農地の貸借において公的機関が仲介することで安心して農地を貸すことができます。農業をやめた人や農地の管理が困難な人、また農地を貸したくても誰に貸していいのかわからない人は是非当制度をご利用ください。

## 農地利用権設定

問 産業観光課 農業振興室 ☎26-2281

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定は、農地法に関する簡易な手続きで農地の貸借ができます。また、貸借期間については1、3、5、6、10年の設定ができます。受け付けは年2回です。詳しくは、農業振興室にお問い合わせください。

## 農地の売買・貸借・転用

問 農業委員会事務局 ☎26-2281

農地を売買または他の目的に転用するときは、農業委員会の承認を受け、県知事などの許可が必要です。また、農地を取得できる人については、取得する農地を含めて40a以上の耕作農地のある人です。

農業委員会への許可申請の受付期間は毎月21日から25日(土曜日、日曜日、祝日を除く)です。

## 農業者年金制度

問 農業委員会事務局 ☎26-2281

農業に従事する60歳未満の人で、国民年金第1号被保険者であれば、農地などの権利名義が無くとも、誰でも加入できます。積立方式の年金制度ですので、納めた保険料とその運用益が将来のあなたの年金の原資となります。

保険料は、月額20,000円を基本とし、1,000円刻みで、67,000円(国民年金の付加保険料を除く)まで増やすことができます。全額、社会保険料控除が受けられます。

なお、認定農業者や青色申告者などの意欲ある担い手に対し、国の保険料助成(政策支援)があります。